

(九) 福祉関係各種手当制度

福祉関係各種手当制度

1. 児童手当

児童手当は、児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

児童手当受給者の状況

年 度	受給児童数	支給総額	備 考
R3	延 224, 672 人	2, 352, 070, 000 円	
R4	延 212, 223 人	2, 248, 770, 000 円	
R5	延 202, 478 人	2, 158, 750, 000 円	
R6	延 214, 250 人	2, 449, 680, 000 円	
R7	延 248, 867 人	3, 135, 440, 000 円	

2. ひたちなか市遺児手当

児童保護の立場から市が独自に定めたもので、父母の一方又は両方が死亡した児童に対し、父母の一方又は父母にかわって児童を養育している保護者に支給するものです。

① 受給の要件

父母の一方又は両方が死亡した満5歳から義務教育修了前の児童を養育している人で、ひたちなか市の住民基本台帳に記載されている保護者。

② 手当の額

イ 中学生 1人月額 4, 0 0 0 円

ロ 満5歳～小学生 1人月額 3, 0 0 0 円

③ 支給月

9月及び3月

受給者の状況

年 度	受給者数	受給児童数	支給総額	備 考
R3	79 人	116 人	4, 548, 000 円	
R4	84 人	122 人	4, 562, 000 円	
R5	81 人	117 人	4, 482, 000 円	
R6	78 人	121 人	4, 547, 000 円	
R7	87 人	123 人	4, 668, 000 円	

3. ひたちなか市特別児童福祉手当

心身に障害のある児童と市内で同居されている保護者に対して、障害のある児童の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として支給するものです。

① 受給の要件

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人。（ただし、児童福祉施設等に入所している場合は除かれます。）

イ 身体障害の程度が身体障害者手帳の3級程度（4級の一部を含む）のもの。

ロ 知能指数（IQ）おおむね50以下、又は同程度の精神障害のもの。

ハ 身体障害や精神障害が特別児童扶養手当1級又は2級に該当するもの。

② 手当の額

月 額 5, 0 0 0 円（令和8年4月現在）

③ 支給月

3月, 7月, 11月 (各期月に4ヶ月分をまとめて支給)

受給者の状況

年 度	受給児童数	支給総額	備 考
R3	239 人	14,280,000 円	
R4	245 人	14,735,000 円	
R5	252 人	15,600,000 円	
R6	273 人	15,975,000 円	
R7	271 人	16,545,000 円	

4. 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため, 日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の人に対して手当を支給するものです。

① 受給の要件

次のいずれかに該当する人 (ただし, 施設等に入所している場合, 病院等に3ヶ月を越えて入院している場合は除かれます)

イ 重度の障害が重複するもの。

ロ 重度の障害を有し, かつ障害基礎年金2級相当の障害を重複するもの。

ハ 重度の障害があり, 日常生活において絶対安静や常時特別の介護を必要とするもの。

② 手当の額

月 額 30,450円 (令和8年4月現在)

③ 支給月

2月, 5月, 8月, 11月 (各期月に3ヶ月分をまとめて支給)

受給者の状況

年 度	受給者数	支給総額	備 考
R3	152 人	47,506,950 円	
R4	150 人	48,745,100 円	
R5	144 人	50,190,020 円	
R6	135 人	47,945,680 円	
R7	141 人	48,904,900 円	

5. 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある重度の障害のある児童 (20歳未満) に対して手当を支給するものです。

① 受給の要件

次のいずれかに該当する人 (ただし, 児童福祉施設等に入所している人は除かれます。)

イ 身体障害の程度が身体障害者手帳の1級程度 (2級の一部を含む) のもの。

ロ 知能指数 (IQ) おおむね20以下, 又は同程度の精神障害のもの。

ハ 身体障害の程度が身体障害者手帳の2級程度で知能指数 (IQ) がおおむね35以下 (又は同程度の精神障害) のもの (重複した障害)。

② 手当の額

月 額 16,560円 (令和8年4月現在)

③ 支給月

2月, 5月, 8月, 11月 (各期月に3ヶ月分をまとめて支給) 受給者の状況

年 度	受給児童数	支給総額	備 考
R3	76 人	14,061,600 円	
R4	80 人	14,126,910 円	
R5	75 人	13,472,860 円	
R6	74 人	14,317,230 円	
R7	75 人	14,268,320 円	

6. (経過的) 福祉手当

20歳以上の障害者に対する福祉手当は、障害基礎年金及び特別障害者手当の創設に伴い廃止されましたが、改正法施行日の前日（昭和61年3月31日）において福祉手当の受給資格を有する20歳以上の人で特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金を支給されない人に、経過措置として引き続き従来の福祉手当を支給するものです。

① 手当の額

月 額 16,560 円（令和8年4月現在）

② 支給月

2月，5月，8月，11月（各期月に3ヶ月分をまとめて支給）

受給者の状況

年 度	受給者数	支給総額	備 考
R3	1 人	178,560 円	
R4	1 人	178,260 円	
R5	1 人	181,900 円	
R6	1 人	187,340 円	
R7	1 人	95,780 円	

7. 特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の児童を養育している父母等の養育者に対して、障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給するものです。

① 受給の要件

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人（所得制限あり）。ただし、障害のある児童が児童福祉施設等に入所している場合は除かれます。

1) 1級（重度障害）

イ 身体障害の程度が身体障害者手帳の1級又は2級程度のもの（内部的疾患は例外あり）。

ロ 知能指数（IQ）がおおむね35以下のもの又は同程度の精神障害のもの。

ハ 身体障害の程度が身体障害者手帳の3級程度で知能指数（IQ）がおおむね50以下（又は同程度の精神障害）のもの〈重複した障害〉。

2) 2級（中度障害）

イ 身体障害の程度が身体障害者手帳の3級程度（下肢障害については4級の一部を含む）のもの（内部的疾患は例外あり）。

ロ 知能指数（IQ）がおおむね50以下のもの又は同程度の精神障害のもの。

ハ 身体障害の程度が身体障害者手帳の4級程度で知能指数（IQ）がおおむね60以下（又は同程度の精神障害）のもの〈重複した障害〉。

② 手当の額

イ 1級

児童1人につき 月額 58,450円（令和8年4月現在）

ロ 2級

児童1人につき 月額 38,930円（令和8年4月現在）

③ 支給月

4月、8月、11月（各期月に4ヶ月分をまとめて支給）

受給者の状況

年 度	受給児童数	備 考
R3	241 人	
R4	247 人	
R5	245 人	
R6	242 人	
R7	321 人	

8. 児童扶養手当

父母の離婚や死亡、その他の理由により父または母と生計をともにしていない児童を養育しているご家庭に対し、家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

① 受給の要件

18歳に達する日以後最初の3月31日（18歳の年度末）までの間にある児童、又は20歳未満の中度以上の障害のある児童を養育している父または母及びその養育者。

② 手当の額（令和8年4月現在）「所得制限あり」

児童1人のとき 月額 48,050円（最高額）

2人目以降は児童1人につき月額11,350円を加算します。

③ 支給月

5月、7月、9月、11月、1月、3月

受給者の状況

年 度	受給児童数	受給者数	備 考
R3	1,383 人	953 人	
R4	1,390 人	907 人	
R5	1,390 人	905 人	
R6	1,281 人	883 人	
R7	1,201 人	820 人	

9. 茨城県心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）の将来について保護者が持たれる不安を軽くするために、保護者が死亡し、又は身体に著しい障害を有することになった場合、心身障害者（児）に年金を支給するものです。

① 加入の要件

現に心身障害者（児）を扶養している65歳未満の保護者で、特別の疾病又は障害を持っていないこと。心身障害者とは下記に該当する人

（一）知的障害者

（二）1～3級までの身体障害者

（三）精神又は身体に永続的な障害を有する人で（一）、（二）と同程度と認められる人

② 掛金の額

保護者（契約者の）加入時の年齢によって決まります。

区 分	掛金月額（1口あたり）
35歳未満	月額 5,600円（9,300円）
35歳以上～40歳未満	月額 6,900円（11,400円）
40歳以上～45歳未満	月額 8,700円（14,300円）
45歳以上～50歳未満	月額10,600円（17,300円）
50歳以上～55歳未満	月額11,600円（18,800円）
55歳以上～60歳未満	月額12,800円（20,700円）
60歳以上～65歳未満	月額14,500円（23,300円）

※1 （ ）内は、平成20年4月1日以降加入の場合の掛金の額

※2 加入してから継続20年（一部25年）以上で、満65歳以上になった時は、掛金納入を必要としません。

③ 給付金

月 額 20,000円（加入者が死亡又は重度障害となった時）

弔慰金 30,000円～250,000円（加入条件等により異なります。）

④ 2口まで加入申込みができます。

⑤ 低所得者及び被災等があった場合は掛金の減免が受けられます。

⑥ 脱退した場合は、脱退一時金が支給されます。

加入の状況

年 度	加入者	受給者数	年間総支給額
R3	延 56 人	34 人	8,860,000 円
R4	延 54 人	37 人	9,020,000 円
R5	延 53 人	36 人	8,740,000 円
R6	延 51 人	36 人	8,700,000 円
R7	延 52 人	32 人	8,560,000 円

10. 各種手当と年金関係の併給一覧

〔対象者（児）を基にして〕

○＝可

×＝不可

区 分	児童扶養手当	特別児童 扶養手当	特別障害 者 手 当	障 害 児 福祉手当	経 過 的 福祉手当	遺児手当(市)	市特別児童 福祉手当	児童手当
児 童 扶 養 手 当		○	－	○	－	○	○	○
特別児童扶養手当	○		－	○	－	○	○	○
特別障害者手当	－	－		－	×	－	－	－
障害児福祉手当	○	○	－		－	○	×	○
経過の福祉手当	－	－	×	－		－	－	－
遺 児 手 当 (市)	○	○	－	○	－		○	○
市特別児童福祉手当	○	○	－	×	－	○		○
児 童 手 当	○	○	－	○	－	○	○	
老 齢 年 金	－	－	○	－	○	－	－	－
通 算 老 齢 年 金	－	－	○	－	○	－	－	－
老 齢 基 礎 年 金	－	－	○	－	○	－	－	－
障害年金(児童加算)	－	－	○	－	×	○	○	○
障害基礎年金(Ⅱ)	○	－	○	－	×	○	○	○
遺 族 基 礎 年 金	－	－	○	－	○	○	○	○
寡 婦 年 金	－	－	○	－	○	－	－	－